

⑤地域社会における差別事件

近年、同和地区かどうかを行政に問い合わせる差別事件が増えている。

奈良県では、二〇〇七年九月一〇日、九月二六日、吉野町役場への同和地区に関する問い合わせの電話があった。九月二六日の電話の内容は以下のとおり。

女性「福祉バスのことなんですが、昨日(二五日)、福祉バスの竜門・中竜ですかね、そういわれる方面に走るバスに上市駅から乗ったんです」[中略]「それでお聞きしたいのですが、B、A、Dって通ったんですけど…そのどこからどこまでが同和地区なんですか?」

総務「それはお答えできません」

女性「その辺りが一般的に世間でいわれている同和地区だと聞いたんですが、そうなんですか?」

総務「それは差別につながるので、お答えできません」

女性「そうですか。わかりました」(電話を切る)

また、二〇〇七年九月二八日には、地元タクシー会社から、身元調査らしき問い合わせを受けたとの旨の連絡が吉野町役場に入った。内容は以下のとおり。

- (1) 九月二五日、ある女性からBふれあいセンターバス停に配車依頼の電話がかかる。
- (2) タクシーでB→D→上市間を送迎する。
- (3) 上市駅到着後、吉野町の地図を見せてほしいと、女性がタクシー会社に立ち寄る。
- (4) 「住宅地図のようなものを(見せてほしい)」との女性の依頼で、女性に住宅地図を見せる。
- (5) 女性は住宅地図を見ながら、「B地区aさん宅」「D地区bさん宅」「F地区cさん宅」について尋ねる。
- (6) 女性は「B地区aさん宅」について確認し、「こんなん、絶対入ってるよなあ」「入っている。どないしょう」「aって名字ばかりや、間違いないわ」との発言を繰り返す。
- (7) D地区、F地区の当該の家の所在を確認する際にも、女性は同様の発言を行う。

兵庫県では、「同和地区を教えてほしい」と、二〇〇七年六月一二日、多可町の住民Aが多可町役場窓口を訪れ、同和地区の所在を町職員から聞き出そうとする事件が起きた。内容は以下のとおり。

A「中古バイクを扱っている店を教えてほしい」「町内の同和地区も教えてほしい」

町職員「それは教えることはできません。なぜ知りたいのですか」

A「以前、大阪で部落解放同盟の不祥事があり、同和地区にたいしてだけ、なぜ多額の税金を払うのか」

町職員「そのようなことがあったが、まじめに差別の解消に向けてとりくみをしている人もいます」

A「多可町の歴史調査のため『同和地区』を教えてほしい」

町職員「私ではこれ以上お答えすることができないので、担当の職員をよびます」

(町職員は人権教育推進室長に電話。室長はすぐに役場の窓口に出向き、Aさんと面談)

A「私は地域の付き合いもなく、子どもが二〇歳を過ぎ、結婚のことを考え、親として対象地域を知って

おきたい。地域の付き合いがないので、他にしゃべらないから」

室長(自己紹介し、Aの住所・名前をメモ)「あなたは間違っていないですか」

A「住所・名前を書いたメモを返してほしい」と顔色を変えて席を立ち、再び役場窓口へ。

室長「(Aさんに)後日、連絡します」(室長は職場に戻る)

A「(町職員に)『後日連絡する』とはどういう意味なのか」

(町職員は、再び室長と専門員をよぶが、ほかの業務の説明で三〇分かかる。説明が終わると)

A「先ほどの『後日連絡する』については、町職員が窓口になって私に連絡して下さい」

(待っていた室長と専門員が近づいていくと、二人を無視して帰ろうとするので呼び止めるが、Aは帰ってしまう)

(町職員からAに電話)町職員「あなたの『同和地区を教えてください』という問いが間違っているので、もう一度話し合いをする必要があると思い…その意味で『後日、連絡する』と言ったと思う」

A「私は四国や大阪にも住んでいたことがある。その時に解放同盟と行政の間に入っているいろいろとやってきたし、十分勉強しているので、多可町からは何も教えてもらうことはない」(ここで電話が切れる)

山口県では、二〇〇六年一〇月下旬、部落解放同盟山口県連に宇部市在住のSさんから、差別発言を受けたとの相談の電話があった。

再婚した連れ合いの親の葬儀で、彼女の身内から、金融業を営んでいたSさんに対して、「金貸しをする人は同和の人がほとんどだが、あんたは小郡の同和の人でしょう！」と言われ、「自分は違う」と否定するものの、その後も言われ続けており、発言をしている義理の弟夫婦に県連から指導して欲しいとの相談だった。その後、Sさんとの面談のなかで、Sさん自身も部落に対して強烈なマイナスイメージを持っており、「自分を部落と間違えられたこと」に腹をたてていたことが分かる。また事実確認のなかでも、部落を表現するときには何度も「エタ」「四つ」と四本指を出して説明をする。そのうち、「私は江戸時代より薬屋をしていた家柄で」と、家系図を持参し、これだけ由緒正しい家柄なのに自分が「エタ」であるわけない、と何度も強調する。部落差別が不当であり、差別発言をする彼女の身内に対して指導してくれというより、自分が部落出身者として「間違えられている」ことに対するの憤慨でもあった。その後、Sさんと部落問題との出会いや認識を聞き取りし、Sさん自身の差別意識や誤りを指導した。

同じく山口県で、二〇〇七年五月上旬、山陽小野田市住民Mさん(八〇歳)が「自分が部落出身かどうか調べて欲しい」と同県連を訪ねてきた。理由を聞くと、数年前から近所の人に自分が部落出身だという噂を立てられ、差別を受けているとのこと。具体的には、噂を立てられはじめた頃(数年前)、行き付けの美容室で髪を切ってもらっている時、他の客が入ってくると、店員が四本指を出して、客に、自分が部落出身だということを知らせていた。鏡越しにその店員のしぐさを見てMさんは驚いた。また、隣の家の人からも「よくそんな顔をして表に出られるね」との発言を受けているとのこと。相談者のMさん自身も、部落に対して強烈なマイナスイメージと偏見を持っており、「もし本当に自分が部落出身だったら、夫

や子どもに申し訳ないから、離婚する」と離婚届も持参していた。その後、Mさんと何度も面会し、部落問題についての正しい情報提供をするなかで、現在は少しずつ、部落問題に対して正しく理解しはじめている段階である。

滋賀県では、愛荘町役場愛知川庁舎宿直室に男性から「〇〇(地名)は同和地区か？」と尋ねる差別問い合わせ事件が、八月一六日に発生した。対応した職員が「どちらの方ですか」と尋ねると「八日市〇〇町(地名)の〇〇(人名)」と答えた。さらに名前も教えてほしいと言うと「私も同和地区や。同和地区かどうかは聞きたいだけや」と返答。職員が「電話の内容は問題である」と言うとともに再度名前を尋ねると「同和地区かどうかは聞きたいだけ、あかんことはわかっている」と、一方的に電話を切った。その後の調べで、差別問い合わせをした男性の名前と住所が判明した。その結果、電話で言った住所も名前もウソであることがわかった。この事件について、東近江市行政は、本人に差別する意図はないため差別ではない、同和地区をかたったことはモラルの問題という見解を表明している。